

設問 3－②効力発生後

1. 株式交換無効の訴え

A は、効力発生日における株式交換完全子会社である Y 社の「株主等」(828 条 2 項 11 号)として、本件株式交換の無効の訴えを提起することが考えられる(同条 1 項 11 号)。

そもそも、組織再編の無効事由については明文の規定はないが、組織再編はあらゆる行為の基礎となっているので、法律関係の安定を図る必要がある。そこで、組織再編の無効事由は、重大な瑕疵に限られると解される。

本件では、交換比率が不当であるが、対価が著しく不当であるとしても株主としては事前に株式買取請求権による救済が可能であることから、重大な瑕疵とはいえない。

もっとも、上記のとおり、本件総会における承認決議に取消事由(831 条 1 項 3 号)があるところ、組織再編が会社の基礎を変更する行為であり、承認決議は株主保護のための重要な手続をなすことに鑑みれば、承認決議に取消事由があることも重大な瑕疵といえる。ただし、承認決議から 3 カ月以内に限り、承認決議の取消事由を組織再編の無効事由として主張できる(831 条 1 項柱書参照)。

したがって、本件総会から 3 カ月以内(平成 24 年 9 月 29 日まで)に限り、A による無効の訴えが認められる。

2. 株主総会決議の取消訴訟

A は、「株主等」として、承認決議の取消訴訟を提起することが考えられるが(831 条 1 項)、組織再編の効力が生じた後は、株主総会決議取消しの訴えではなく、組織再編の無効の訴えの形で主張する必要があると解されることから、取消訴訟については訴えの利益を欠く。

3. 取締役の責任の追及

(1) 株主が、自身に損害が生じたことに基づき取締役に対して責任追及をすることが考えられるが、本件では、本件交換比率が不当であるとしても Y 社に損害は生じないことから、423 条 1 項の責任追及は認められず、429 条 1 項による責任追及をすることになる。

(2) また、A は Y 社取締役であるため「第三者」にあたるかが問題となるが、A は本件交換比率を決める交渉過程には関与していなかったと考えられるため、429 条 1 項の責任を負わず、「第三者」にあたる。

(3) そして、本件株式交換は、Y 社株式の 75%を実質的に保有する X 社が、Y 社を完全子会社化しようとするものであり、非独立当事者間の取引である。このような場合、組織再編の当事会社の取締役、会社の所有者たる株主の共同の利益を図るべく、善管注意義務の一内容として、公正な交換比率を定めるよう交渉・決定する義務(公正価値移転義務)を負うと解される。

本件では、本件交換比率は 1 対 0.3 が妥当であるのに、1 対 0.1 という不当な交換比率にしており、また、かかる交換比率の交渉過程においては公正性を担保する措置が何ら取られてなかったと考えられる。したがって、妥当な交換比率のわずか 3 分の 1 としており、その判断の内容は著しく不合理であるというべきである。

したがって、A を除く Y 社取締役らは、上記公正価値移転義務に反しており任務懈怠が認められる。また、そのような交渉過程においては、少なくとも重過失は認められる。

(4) 以上より、A の Y 社取締役らに対する損害賠償請求は認められる(429 条 1 項)。